

平成29年労第287号

主 文

労働基準監督署長が、平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C支店（以下「事業場」という。）において、社内システムを使用したオーダー投入業務等に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、Dクリニックに受診し「混合性不安抑うつ障害」と診断された。請求人によると、平成○年から上司及び同僚からの嫌がらせや暴言等を継続的に受け、精神的苦痛を長期にわたり感じていたという。
- 3 本件は、請求人が精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 前提事実

(略)

2 判断の要件

(略)

3 当審査会の事実認定

(略)

4 当審査会の判断

(1) 当審査会としては、請求人の症状経過等を精査し、E医師の意見を妥当なものと思料するところ、請求人は、平成〇年〇月頃、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病し、その後、寛解しないまま、「F22.0 妄想性障害」をも併発したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 評価期間における業務による出来事についてみると、請求人が、Fから、平成〇年〇月頃から平成〇年〇月までの期間において、「厚顔無恥（太字）」、「所詮お前は糞以下だし存在価値のない屑にしかすぎないよ。皆が何と言っているかわかる？可哀想に…（中略）糞以下の哀れな生物（イキモノ）は！！」、「お願いですから、臭い（太字）だけでもどうにかして下さい。」、「あわれというか 平気で嘘をつくし、自己保身のために必死（中略）おまえいくつなんだ？イキモノとして醜い。醜すぎる。」、「家もわかるし、お母さんに会うことにしました。どんな家庭環境で育てたらこんなクソになるか？いろいろ話したいと思います。」等人格や人間性を否定するようなメールが1年以上にわたり執拗に送りつけられていたことが認められる。

この点、請求人は、要旨、Fから上記メールを受けた理由は、同人が派遣社員の女性と話してばかりいる等、あまり仕事をしない様子であったことから、次

第に距離を置くようになったためであると述べている。また、G課長は、要旨、Fは、請求人に対して当初いろいろ世話をし、可愛がっていたのにもかかわらず、請求人が次第に離れていったことから、上記のようなメールを送信したことを認めたことは事実であって、その後、Fは、会社の懲戒審査会において譴責処分を受けたと述べている。

上記の各申述によれば、請求人がFから上記メールを送られることになった理由は、請求人がFと距離を置いたことによるものと推認される。その他、一件記録を精査するも、請求人の責に帰すべき特段の理由は何ら見いだせない。

そうすると、請求人がFから上記メールを送信され続けたという出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当するとみるのが相当である。そして、Fから請求人に対して送信されたメールの内容は、請求人の人格や人間性を強く否定するものであることは明らかであり、また、請求人がこのようなメールを受けるにつき、請求人自身に何らの非も認められず、さらにメールの受信期間も1年以上もの長期間に及んでいたという状況を勘案すると、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「強」と判断する。

5 結 論

以上のとおり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものと認められるから、本件処分を取り消すこととして、主文のとおり裁決する。